

条例に記載する主な事項とその内容

【従うべき基準】

条例の項目	幼保連携型認定こども園（今回提案）
学級編成	満3歳以上児の教育時間は学級を編成する。 1学級は原則35人以下とする。
職員の配置基準	保育教諭の配置員数は国が検討中。 ※満3歳以上児の学級には専任の保育教諭を1人置かなければならない。
園長、保育教諭、 調理員の配置	必置。 ※保育教諭：保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者。（一方のみの保有者は、5年間の経過措置を設けられており、その間に、もう一方の取得促進を図る。）
園長の資格	原則、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験者とする。
建物及び付属設備 の一体的配置	単一の施設（認可）となる為、同一敷地内又は隣接敷地内の設置が前提とする。
平等取扱い 虐待禁止 懲戒権限の濫用禁 止 秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担をするか否かで差別的取扱いをしてはならない。 ・職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ・懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ・職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
教育・保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の開所は原則11時間 ・満3歳以上の子どもの教育時間は1日4時間を標準とし、教育週数は39週を下回らないこととする。また、学期区分、長期休業日を設ける。 ・1日の保育時間は「保育短時間」と「保育標準時間」の2区分とする。 保育短時間：8時間までの利用に対応する。 保育標準時間：8時間を超えて11時間までの利用に対応する。
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保育認定有りの子どもが、食事の提供の対象とされ、教育標準時間認定のみの子どもは園の判断とされる。 ・自園調理を原則とし、満3歳以上児への提供は、保育所基準と同じ。
調理室等の設置	自園調理の場合は、調理室設置が原則。ただし、提供人数、外部搬入の有無によっては、保育所と同じ基準で可とする。
設備の基準	<p>【保育室等の設置】</p> <p>幼稚園、保育所それぞれで求められる内容の全てを設置する。</p> <p>○幼稚園（幼稚園設置基準：省令）で定める内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室、遊戯室（兼用可） ・職員室、保健室（兼用可） ・便所、飲料水用設備、手足洗用設備 ・運動場 <p>○保育所（市条例）で定める内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室（2歳以上） ・乳児室、ほふく室（2歳未満）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医務室、便所、調理室、屋外遊技場 <p>※運動場または屋外遊技場の名称は、「園庭」に統一する。</p> <p>【園舎の階数、保育室等の設置階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階建て以下を原則 ・ 乳児室、ほふく室は1階設置を原則 <p>【園舎の面積】</p> <p>幼稚園基準を満たすこと（学級数に応じて。1学級：180㎡、2学級：320㎡等、3学級以上1学級につき100㎡増）</p> <p>【保育室等の面積】</p> <p>保育所（市条例）で定める内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室：1人につき1.65㎡以上 ・ ほふく室：1人につき3.3㎡以上 ・ 保育室（遊戯室）：1人につき1.98㎡以上 <p>【園庭の面積】</p> <p>満3歳以上の子どもの学級数に応じた面積と保育所基準面積のいずれか大きい方の面積と、満2歳の子どもに係る保育所面積の合算した面積とする。</p> <p>【その他設備】</p> <p>飲料水設備、手足洗用設備は必置。</p>
<p>設備の基準 （既存施設からの 移行特例）</p>	<p>【建物及び附属設備の一体的設置】</p> <p>「幼稚園又は保育所」又は「幼稚園及び保育所」の両方を廃止し、当該施設の土地や建物を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合において、一定の要件を全て満たすときは、建物及びその附属施設が同一の敷地内にない場合であっても設置可。</p> <p>【職員室】</p> <p>移行特例なし</p> <p>【園舎・保育室等の面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育所」において、一定の要件を全て満たす場合において、満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準（子ども1人につき1.98㎡以上）を満たしている場合は、幼稚園設置基準の園舎面積（1学級：180㎡等）を満たさなくてもよい。 ・ 「幼稚園」において、一定の要件を全て満たす場合には、園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が、幼稚園基準（1学級：180㎡等）以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積（子ども1人につき1.98㎡以上）を満たさなくてもよい。 <p>【保育室等の設置階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所において、一定の要件を全て満たす場合において、保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所）の2階設置については、園舎が準耐火建築

<p>設備の基準 (既存施設からの移行特例)</p>	<p>物であっても、保育所基準（待避上必要な設備）を満たしていれば設置可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、保育室等の3階設置については、新設基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。 ・幼稚園において、一定の要件を全て満たす場合において、保育室等の2階設置については、幼稚園基準（耐火建築物かつ待避上必要な施設）を満たしていれば可（※建築基準法、消防法等で求められている施設を想定）。 <p>【園庭の設置・面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、一定の要件を全て満たす場合において、満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準（子ども1人につき3.3㎡）以上である場合には、幼稚園基準の園舎面積（1学級：330㎡等）を満たさなくてもよい。 ・幼稚園において、一定の要件を全て満たす場合において、園庭の面積が幼稚園基準の面積基準（1学級：330㎡等）と満2歳児の幼児について保育所面積基準（1人につき3.3㎡）とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。 <p>【代替地の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園」又は「保育所」において、一定の要件を全て満たす場合において、満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どものに係る必要面積（1人につき3.3㎡）に限り、一定の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。 <p>【屋上の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園」又は「保育所」において、一定の要件を全て満たす場合において、満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭等で確保できない場合、満2歳の子どものに係る必要面積（1人につき3.3㎡）に限り、一定の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認める。
---------------------------------------	---

【参酌すべき基準】

条例の項目	幼保連携型認定こども園（今回提案）
その他職員の配置	副園長、教頭、主幹保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、事務職員その他必要な職員を置くことができる。
園児要録・出席簿	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての在園児について、園児要録（仮称）、出席簿を作成する。 ・在園児が転園した場合や進学した場合の園児要録の抄本又は写しは、当該児が転園、進学した先に送付する。
職員の研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の従事者に限らず、施設職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。 ・施設は、職員に対して、研修機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。
職員会議	置くことができる。
運営状況評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の実施、結果公表、結果報告は義務。 ・関係者及び第三者評価は努力義務。
苦情解決	入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
家庭・地域との連携、保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域との連携協力の努力義務 ・運営状況に関する情報の積極的提供義務 ・保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務 等
健康診断	少なくとも1年に2回行うこと。
感染症対策等	臨時休業、出席停止措置あり。
子育て支援	具体的な子育て支援事業の種類、内容やその運営基準等については国において検討する。

○本市独自基準

非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に必要な設備を設け、立地環境に応じた個別の非常災害に対する避難計画等の具体的計画を立てなければならない。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、常に地域社会との連携を図り、地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。 ・避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回はこれを行わなければならない。 等
--------	---